

平成29年度
小美玉市まちづくり組織支援事業
実施要項



小 美 玉 市

目 次

小美玉市まちづくり組織条例前文・住民主体のまちづくり体制図	2
小美玉市まちづくり組織支援事業実施要項	3
第1 趣旨	3
第2 まちづくり組織の認定	3
1. 認定要件	3
2. 申請方法	3
3. 申請期間	3
4. 認定の決定等	4
5. 組織の分類	4
第3 支援	5
1. 補助金交付対象事業	5
2. 補助金の内容	6
3. 申請方法	7
4. 申請期間	7
5. 交付決定等	7
6. 事業完了	7
7. 取消し・補助金返還	7
8. その他	8
小美玉市まちづくり組織支援事業Q & A	9
問1 特定営利活動	9
問2 認定のメリット	9
問3 認定の効力期間	9
問4 会員	9
問5 行政区組織と関係組織	10
問6 年間補助限度額	10
問7 補助金の交付制限	10
問8 重複補助1	11
問9 重複補助2	11
問10 補助金採択基準	11
問11 補助金交付時期	12
問12 審査会開催時期	12
問13 予算	12
平成28年度まちづくり組織活動補助金交付事業一覧	13
様式集	14
小美玉市まちづくり組織条例（参考）	29

小美玉市まちづくり組織条例

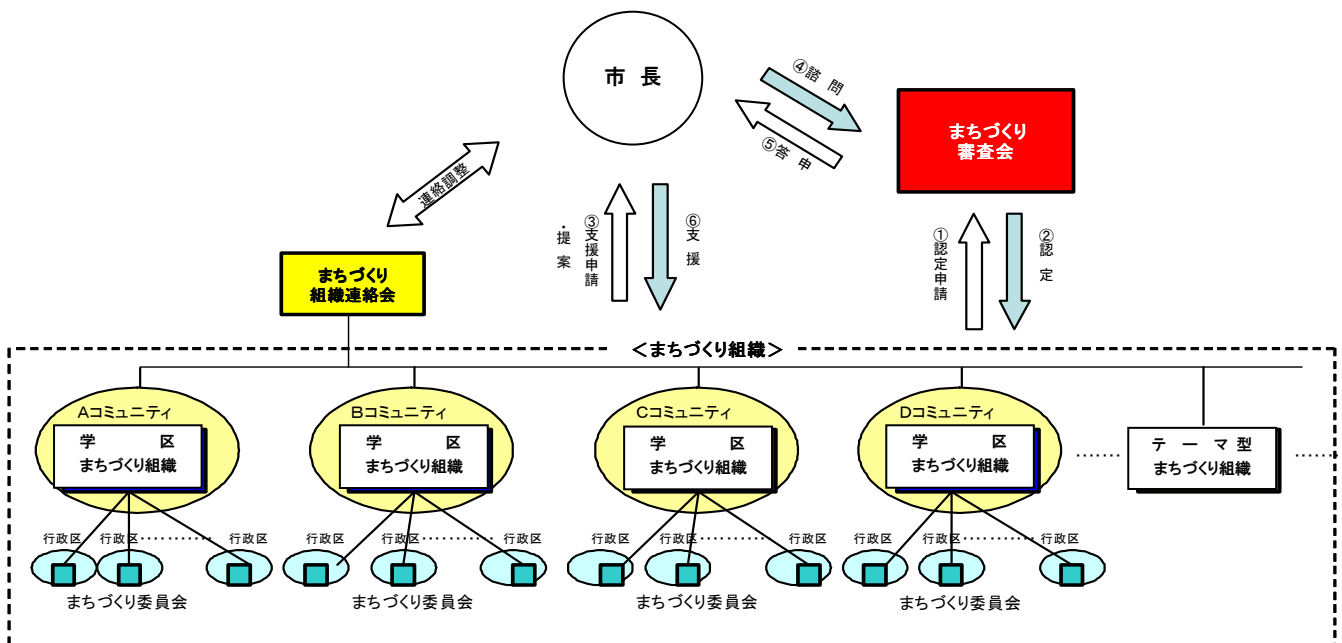
前文

私たちが暮らす小美玉市は、霞ヶ浦、園部川、巴川の水辺や平地林など、豊かな自然に恵まれた、古くから農業をなりわいとして発展してきたまちです。この豊かな自然環境を背景に、先人たちは、自分たちの手で住みよいまちにしていこうと、さまざまな活動に取り組んできました。そうした中で育ってきた「自治の力」は、小美玉市のかげがえのない財産であり、住民主体のまちづくりの基礎となっています。

まちづくりの主役は住民です。住民一人ひとりが、自らの手で、そして自らの責任で、まちづくりに取り組むことが大切です。

そのためには、住民がまちづくりに参画し、行動できる仕組みが必要です。また、住民と行政の役割分担を明確にし、お互いに支えあっていく関係を育てていくことも不可欠です。

このような認識のもとに、これまでの住民活動の実態を踏まえながら、より多くの住民のまちづくりへの参画の機会を増やし、住民主体のまちづくり体制を段階的に整えていくことを目指して、この条例を制定します。



住民主体のまちづくり体制図

小美玉市まちづくり組織支援事業実施要項

第1 趣旨

小美玉市は、小美玉市まちづくり組織条例（平成18年小美玉市条例第159号。以下「条例」という。）に基づき住民主体のまちづくりを推進していくため、まちづくり審査会（条例第6条、以下「審査会」という。）がまちづくり組織として認定した市民活動団体に各種支援を実施します。

第2 まちづくり組織の認定

市民活動団体が市からの各種支援を得るには、予め、審査会からまちづくり組織としての認定を受けなければなりません。認定申請の手続きは以下のとおりです。

1. 認定要件

申請する団体は次の要件のすべてに該当している場合、まちづくり組織の認定が受けられます。

要 件		具体的内容
①	住民が知恵と汗を出し合って自主的に活動を推進している	a 会員の多くが連携・奮闘努力している b 事務局が行政から自主独立している c 活動が地域を舞台にしている
②	活動内容がまちづくり計画の内容に沿っている	d 活動が公共的サービスの提供や補完となっている
③	宗教、政治、特定営利活動を行わない	

※ まちづくり計画とは、策定段階で住民が深く関わり、住民の声を反映した行政計画であって、総合計画や都市計画マスタープラン等を意味します。

2. 申請方法

市民協働課、小川総合支所総合窓口課、玉里総合支所総合窓口課に備えたまちづくり組織認定申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、関係書類を添えて市民協働課へ直接提出してください。尚、申請書の様式等は本市ホームページからもダウンロードできます。

3. 申請期間

平成29年4月3日（月）から4月28日（金）まで

（土・日・祝日を除く8時30分から17時15分）

4. 認定の決定等

まちづくり組織の認定は、条例に基づき審査会が行います。審査会は申請者自身からの団体説明と提出された関係資料等に基づき認定の可否を決定します。この結果、まちづくり組織として認定した場合は、後日、まちづくり組織認定書（様式第2号）を申請者へ通知するとともに、認定組織の内容を広報紙等で紹介します。尚、申請者がまちづくり組織として認定された際にはまちづくり組織連絡会（条例第5条）への入会が義務付けられます。

5. 組織の分類

まちづくり組織として認定された団体は以下の種類に区分されます。

- (1) 行政区を活動エリアとする組織 → **まちづくり委員会** (条例第4条第1項)
- (2) 小学校区を活動エリアとする組織 → **学区まちづくり組織** (" 第3項)
- (3) 公共的サービスを担う特定目的組織 → **テーマ型まちづくり組織** (" 第5項)

平成28年10月現在 まちづくり組織認定団体 (参考)

(1) まちづくり委員会 (33団体)

- 1. 十二所区会 2. 高場区 3. 与沢地区 4. 羽鳥花館区 5. 脇山区
- 6. 江戸住宅町内会 7. 希望ヶ丘区 8. 二本松町内会 9. 羽鳥旭区 10. 竹原区
- 11. 玉里中台区・自治会 12. 新田木谷地区 13. 上合区 14. 世楽地区 15. 佐才区
- 16. 竹原下郷区 17. 中野谷区 18. 西郷地区 19. 下高崎区 20. 山野区
- 21. 橋向町内会 22. 上吉影区 23. 飯前地区 24. 川岸町内会 25. 田中台自治会
- 26. 大谷区 27. 竹原中郷区 28. 住みよい清風台区をつくる会 29. 堅倉区
- 30. 新高浜第一地区をよくする会 31. 下田(一)区 32. 第二東宝自治会

(2) 学区まちづくり組織 (8団体)

- 1. 納場地区コミュニティ
- 2. 竹原地区コミュニティ
- 3. ころもふれあう羽鳥の会
- 4. 住みよい堅倉地区をつくる会
- 5. さわやかな野田をつくる会
- 6. 玉里小学校区コミュニティ
- 7. 元気な玉里北小区をつくる会
- 8. 玉川地区コミュニティ

33. 北浦町内会

(3) テーマ型まちづくり組織 (17団体)

- 1. 小美玉生物の会
- 2. 玉里の史跡と自然を護る会
- 3. 田木谷地区まちづくり同好会
- 4. 小美玉市傾聴ボランティアほほえみの会
- 5. 話し方教室
- 6. 湖北理科を語る会
- 7. NPO 法人玉里しみじみの村
- 8. 百里バルーンクラブ
- 9. 中台東「ホトメの里」の会
- 10. 小川みんなの会
- 11. 多文化共生グループ「おみたまじん」
- 12. NPO 法人クレアティーボ小美玉
- 13. New Future Club
- 14. 粹州囃子連
- 15. 仲丸池をきれいにする会
- 16. 小美玉市古文書研究会
- 17. ミニバンド日本の歌

第3 支援

まちづくり組織の認定を受けた団体は、市に対して

①補助金交付 ②まちづくり情報提供 ③人材育成等の支援申請を行うことができます。

(本申請は前述の組織認定申請と同時申請も可能です。ただし、認定審査の結果、組織認定が認められなかったとき、当該支援申請を審査の対象外として扱います。)

1. 補助金交付対象事業

(1) 補助金交付はまちづくり組織が自主的に取り組む事業を対象とし、次の要件のすべてを満たす必要があります。

要 件		具体的内容	
①	まちづくり計画に整合している	A	公共性のある事業目的となっている
		B	不特定多数の市民が事業効果を享受できる
		C	地域の課題解決につながる
		D	現在の社会経済情勢に対応している
		E	地域活性化への波及効果が期待できる
		F	今後の発展性を期待できる
②	新たな取組みか、従来の取組みを拡充強化している	G	先導性、先見性、ユニーク性等の創意工夫が明確である
		H	事業規模の拡充（エリア、参加者数、回数等）等企画内容の改善が明確である
③	補助金交付を受けていない	I	申請事業に対する市の補助金交付が年度内に重複しない
④	年度内に完全実施できる	J	事業実施が3月末日までとなっている

(2) 対象となる具体的な事業は以下のようなものがあります。

- ①生活環境の整備 → 地域の清掃や環境美化など
- ②郷土芸能・文化活動 → 伝統芸能継承や文化財の保存など
- ③生活安全の確保 → 防災、消防、防犯、交通安全など
- ④公共施設の整備や管理 → 道路、水辺、公園など
- ⑤福祉への支援 → 子育て・高齢者・障害者・健康づくり支援など
- ⑥教育への支援 → 立哨活動、体験学習（田植え・収穫祭）支援など
- ⑦自然環境保全 → 里山保全や湖沼等の水質浄化、貴重動植物の保護など
- ⑧景観の保全・形成 → まちなみ保全、伝統建築物の保全、花壇づくりなど
- ⑨コミュニティづくり → 地域フェスティバル、地区運動会、盆踊りなど
- ⑩その他 → 国際交流など

2. 補助金の内容

(1) 補助金額

- ①補助金額は、事業費に補助率を乗じた額です。
- ②補助率及び補助金の年間限度額は、まちづくり組織の種類に応じて異なります。
 - i まちづくり委員会 補助率 50% 一団体年間補助金限度額 10 万円
 - ii 学区まちづくり組織 // 70% // 50 万円
 - iii テーマ型まちづくり組織 // 50% // 10 万円
- ③補助金額に 1,000 円未満の端数を生じた場合は、切り捨てとします。
- ④補助率及び補助金限度額は、審査会の意見に応じて変更する場合があります

*自立化支援補助

ii の新規学区まちづくり組織については、組織の自立化を支援することを目的に下記により運営経費を別枠で補助をする。

- I. 対象団体 新規学区まちづくり組織
- II. 補助率 100%
- III. 交付期間 3年
- IV. 補助限度額 20 万円（前掲の 50 万円とは別枠）
- V. 対象経費 会議費（役員会・総会等）、事務所光熱水費、物品購入費、研修視察費、上部団体への負担金等の基礎的経費。
ただし、慶弔費、食料費（役員会、総会等でのお茶代は除く）、宿泊付視察費は対象外。

(2) 補助対象経費基準

- ①補助金交付の対象経費は、申請事業に直接関係のある以下の経費です。

区 分	内 容
報 償 費	謝礼（講師謝金・アトラクション出演者お礼等） 記念品・参加賞等
旅 費	講師等招へい旅費（車賃、電車賃等）
需 用 費	消耗品費（事務用品・印刷物類等） 燃料費（ガソリン・混合油等） 印刷製本費（チラシ・ポスター、写真プリント、看板作成費等） 光熱水費（電気・ガス・水道代） 賄材料費（イベント食材等）
役 務 費	郵送料・通信料・筆耕料・通訳料・保険料等
使 用 料 賃 借 料	会場使用料・機材借上げ料・コピー使用料・施設入場料等
備品購入費	申請事業に必要と認められ、リース対応が不可能な物品で、 団体管理が確実にできる場合
そ の 他	まちづくり審査会において、適当と認められる経費

3. 申請方法

(1) 補助金の交付を受けようとするまちづくり組織は、

- ①まちづくり組織活動補助金交付申請書（様式第1号）
- ②まちづくり事業計画書（様式第2号）
- ③収支予算書（様式第3号）

上記を期限までに市民協働課へ直接提出してください。

なお、自立化支援補助（団体運営経費）を申請する新規学区まちづくり組織は、上記に加え団体運営に係る計画書と収支予算書も合わせて提出してください。

(2) 申請書の様式等は、市民協働課、小川総合支所総合窓口課、玉里総合支所総合窓口課に備えております。また、本市ホームページ「**まちづくり支援（市民協働まちづくり）**」からもダウンロードできます。

4. 申請期間

平成29年4月3日（月）から4月28日（金）まで

（土・日・祝日を除く8時30分から17時15分）

5. 交付決定等

(1) 補助金交付の適否は、審査会の審査を経て決定します。審査会では、原則として、申請者に事業説明を行なっていただきます。

(2) 補助金の交付が決定した場合には、後日、補助金交付決定通知書（様式第4号）を申請者へ送付します。

(3) 補助金交付申請額が一団体年間補助金限度額の範囲内であっても、予算の関係上、申請額の満額を交付決定できない場合があります。

6. 事業完了

(1) 補助金の交付を受けたまちづくり組織は、事業完了後

- ①事業完了報告書（様式第5号）
- ②収支決算書（様式第6号）
- ③領収書の写し
- ④事業の実施経過を示す写真

上記を市民協働課へ提出してください。

提出された活動内容は、広報紙等で市民へお知らせします。

(2) 補助金の交付を受けたまちづくり組織には、市が関係するまちづくりイベント等で取組みの概要や成果などを報告していただく場合があります。

7. 取消し・補助金返還

(1) 交付決定の取消し

次のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定を取り消します。

- ①虚偽その他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
- ②補助金等を他の用途に使用したとき。

(2) 補助金等の返還

取消しに係る部分について既に補助金等が交付されているときは期限を定めてその返還を求めます。

8. その他

(1) まちづくり情報支援

まちづくり組織は、市が所有するまちづくり情報紙等を優先的に取得または借用することができます。

(2) 人材育成支援

まちづくり組織は、市が主催するリーダー育成研修等へ優先的に参加することができるほか、研修会開催等の案内を得られます。

<問い合わせ先>

市長公室 市民協働課 (土・日・祝日を除く 8時30分から 17時15分)

〒319 - 0192 小美玉市堅倉 835 番地

TEL 48 - 1111 内線1253

FAX 48 - 1199

E-mail:kyodo@city.omitama.lg.jp

小美玉市まちづくり組織支援事業Q & A

問1（特定営利活動）

私たちの団体は、自然環境をテーマにしたボランティア団体です。活動の中で環境グッズ等の物品販売を行い、売上金は組織活動費にあてています。まちづくり組織の認定要件の中には「特定営利活動を行わないこと」とありますが、こうした物品販売は要件の特定営利活動に該当しますか？

（答え）

認定要件で禁じている特定営利活動とは団体が主として特定の営利を目的に恒常的に行なう活動です。このため、環境グッズ等の物品販売は、一般的に収益よりも啓蒙・啓発を目的とする一時的な取組みと考えられるので、ここで言う特定営利活動には該当しません。同様に、団体が行なうイベント時のバザーなども集客力アップのための一時的取組みという点でこの活動には該当しません。

問2（認定のメリット）

まちづくり組織として認定を受けた場合、補助金を申請できる資格が得られるほか、行政からのまちづくり情報の提供、リーダー養成塾への優先的参加などのメリットがあるようですが、ほかにはどんなことがありますか？

（答え）

現時点では、ほかに公用バスの利用や広報紙・市ホームページでの活動PR等がありますがまだまだ十分とは言えません。このため、今後は更に、多方面から効果的な活動支援が実施できるように、各種支援策の行動計画である「市民協働推進プログラム」を策定し、まちづくり組織の活動を将来的に応援していける仕組みを整えていきます。

問3（認定の効力期間）

まちづくり組織として認定された場合、認定期間は何年間でしょうか？

（答え）

条例には認定の効力期間を定めた規定がありません。組織が解散する等の特別な場合を除いて、一度認定を受けると、その効力は将来に渡って保障されます。

問4（会員）

私たちの団体は、まちづくりを進める組織ですが、メンバーの多くが市外に住んでいます。小美玉市のまちづくり組織として認定申請を行なえますか？

（答え）

人的要件としては、3人以上の小美玉市民が会員登録している組織であれば可能です。

問5（行政区組織と関係組織）

私たちの地区には行政区を活動エリアとして、区（町内会・自治会）・子供会・女性会・老人会・祭礼の青年会等様々な団体があります。また、常会（組、班、坪など）と言われる組織もあります。それぞれの組織では、ゴミ拾いや花壇づくり、三世代交流会、おまつりなど団体独自、あるいは連携して活動を行なっています。このような場合同じ行政区内の組織であってもそれぞれがまちづくり組織として認定を受けられますか？

（答え）

当該組織が3つの認定要件を満たし、且つ、申請に必要な組織規約、総会資料、会員名簿を用意できる場合、手続き上、認定申請は可能です。しかし、その組織が組織体系や機能・財政面等から区（町内会・自治会）を構成している内部団体と判断できる場合、区と同一組織とみなし、組織認定は困難と考えられます。

問6（年間補助限度額）

私たちの組織は、小学校区（学区）より広いエリアでまちづくり活動を実践しています。事業内容も大規模に進めていますが、テーマ型まちづくり組織（テーマ組織）として認定されているので、年間補助限度額は10万円です。学区まちづくり組織（学区組織）は50万円です。どのような考えに基づきますか？

（答え）

市では市内のすべての小学校区（12学区）に地区コミュニティ（多目的型市民活動団体）を立ち上げ、同団体が住民主体（市民協働）のまちづくりの牽引役として活動していけるよう、各種支援を施すこととしています。このため、本事業では、地区コミュニティを学区まちづくり組織に相当する組織として位置付け、その活動が充実できるよう、自主性を損なわない範囲で補助金の額等を定めています。

問7（補助金の交付制限）

学区まちづくり組織とまちづくり委員会（行政区組織）が連携してイベントを行なう場合、それぞれが別々に補助金交付を申請できますか？それとも交付の制限を受けますか？

（答え）

それぞれの組織は独自に補助金申請を行なえますが、申請に係る事業が一体的な取り組みとして判断できる場合、一団体のみを補助金交付の対象とさせていただきます。これら交付制限の措置は、補助金交付の対象を組織運営でなく事業そのものを対象にしていることと特定の地域や住民に補助金交付が偏ることのないよう公平性を確保するために行なうものです。

問 8 (重複補助 1)

以前から継続して市の補助金交付を受けている市民活動団体が、まちづくり組織の認定申請を行なうことはできますか？また、認定された場合は、新たな事業に取り組むために補助金の交付を受けられますか？

(答え)

市からの補助金交付の有無に関係なく、市民活動団体がまちづくり組織の認定要件を満たし、且つ、申請に必要な組織規約、総会資料、会員名簿を用意できるとき、認定申請は可能です。まちづくり組織として認定された場合、活動補助金の申請資格が得られますので、その交付を希望するときは、要項に基づいて申請を行っていただきます。補助金交付の決定は、まちづくり審査会の答申に沿って市が行います。

設問のケースでは、申請の受け付け段階で補助金交付の有無等を行政内部の各課へ照会し、重複補助でないことが明らかとなれば審査会へ諮問し、その答申に沿って市が最終判断することとなります。

問 9 (重複補助 2)

県・国等からの補助金交付を受けている事業は、重複補助扱いとなってしまう、市からのまちづくり補助金を受けられませんか？

(答え)

重複補助は、あくまで市からの補助金だけを対象としていることから、同一事業に県・国等の補助金が交付されているか、また、補助金を交付されるとしても重複補助には該当しません。

問 10 (補助金採択基準)

毎年恒例となっているような事業(慣行的事業)については、補助金の申請をしても不採択となりますか？ 私たちの団体で行っているメイン事業は地区の運動会ですが、競技内容に若干の変更はあるものの例年同じ規模・内容で実施しています。

(答え)

申請事業が毎年実施している恒例事業であっても、その内容ややり方に「①先導性、先見性、ユニーク性等の創意工夫が明確である」または「②事業規模の拡充(エリア、参加者数、回数等)等企画内容の改善が明確である」場合は、採択要件②の「従来の取組みを拡充強化している」と考えられます。同時に、ほかの3つの採択要件(①, ③, ④)を満たせば、当該申請は採択されます。〔P 5. 1. (1) 参照〕

問 11 (補助金交付時期)

補助金は毎年いつごろ交付されるのでしょうか？

(答え)

補助金は、原則、当該補助事業を完了した後にまちづくり組織の請求に基づき交付します。ただし、完了前でも請求に合理的理由があると判断できる場合に限って、補助金を交付することもあります。

問 12（審査会開催時期）

まちづくり審査会は毎年何月に開催されますか？

（答え）

認定申請及び補助申請に対するまちづくり審査会の開催は、例年、5月と10月を予定しています。尚、5月審査会の段階で補助交付決定額が予算額に達してしまったとき、10月審査会では補助金審査を実施いたしません。また、補助金審査がある場合でも事業期間が下半期に限定される等の制限も生じますので、申請者は極力、5月審査会に間に合うよう早めの申請を心掛けてください。

問 13（予算）

活動補助金申請が増えて申請額のトータルが予算を超過する場合、交付額の調整は行なわれますか？

（答え）

補助金交付は予算の範囲内での対応となります。このため、まちづくり審査会の適否審査で補助金交付が認められても、その財源が不足する場合、交付決定事業全体を対象に公平な視点から交付額調整を行なう場合があります。

平成28年度 まちづくり組織活動補助金交付事業一覧

No.	組織名	種 類	対象事業	交付決定額
1	与沢地区	委員会	与沢地区ふれあい夏まつり	100,000円
2	二本松町内会	委員会	二本松ヘルプボード	70,000円
3	竹原区	委員会	羽黒古墳公園の保全と環境美化, 竹原神社周辺のアジサイ作り	100,000円
4	上合区	委員会	上合区運動会	100,000円
5	十二所区会	委員会	十二所納涼祭	100,000円
6	世楽地区会	委員会	世楽夏祭り, 世楽パトロール隊	100,000円
7	竹原下郷区	委員会	竹原下郷区郷土芸能保存会	100,000円
8	佐才区	委員会	佐才区運動会及び三世代交流会	100,000円
9	羽鳥花館区	委員会	花館区コミュニティーセンター竣工記念区民祭	100,000円
10	下高崎区	委員会	下高崎区世代間交流夏まつり	100,000円
11	西郷地区	委員会	西郷地区民夏祭り	100,000円
12	飯前地区	委員会	飯前地区ふれあい夏祭り	100,000円
13	橋向町内会	委員会	橋向三世代ふれあい交流親睦会	75,000円
14	上吉影地区	委員会	上吉ふれあい夏祭り	100,000円
15	羽鳥旭区	委員会	旭区盆踊り大会	100,000円
16	希望ヶ丘区	委員会	希望ヶ丘区三世代交流及び環境美化応援事業, 希望ヶ丘区防犯パトロール隊	100,000円
17	竹原中郷区	委員会	竹原中郷区民ふれあい盆踊り	100,000円
18	第二東宝自治会	委員会	第二東宝納涼祭	75,000円
19	住みよい清風台区をつくる会	委員会	清風台区民納涼祭	100,000円
20	堅倉区	委員会	ゆうあいサロンかたくら	50,000円
21	新高浜第一地区をよくする会	委員会	新高浜第一地区交流事業	70,000円
22	納場地区コミュニティ	学 区	ふれあいまつり, フラワーロード花づくり, 広報誌発行	500,000円
23	こころふれあう羽鳥の会	学 区	ふれあい事業の開催(地域内交流イベント), 広報誌発行	500,000円
24	竹原地区コミュニティ	学 区	地域が潤う水と緑の交流事業	500,000円
25	住みよい堅倉地区をつくる会	学 区	①堅倉地区三世代の集い②環境整備事業③そば打ち体験学修④広報誌発行	500,000円
26	さわやかな野田をつくる会	学 区	①防犯, 交通安全ボランティア②健康まつり③健康増進事業④広報事業	500,000円
27	玉里小学校区コミュニティ	学 区	①地域交流まつり②世代間交流球技大会③広報事業	500,000円
28	元気な玉里北小区をつくる会	学 区	①地域活性化元気アップ事業②広報部事業	500,000円
29	玉川地区コミュニティ	学 区	①地域世代間交流まつり②広報事業③自立化支援補助事業	370,000円
30	仲丸池をきれいにする会	テーマ	仲丸池をきれいにする整備事業	78,000円
31	小美玉生物の会	テーマ	小美玉市の生物リスト作成及び標本の整備	100,000円
32	玉里の史跡と自然を護る会	テーマ	玉里の史跡と六井の整備と維持活動	100,000円
33	NPO法人 玉里しみじみの村	テーマ	まちづくり交流イベント「うさぎまつり」	20,000円
34	田木谷地区まちづくり同好会	テーマ	地域の環境整備	30,000円
35	中台東「ホトメの里」の会	テーマ	中台東「ホトメの里」の会	100,000円
36	多文化共生グループおみたまじん	テーマ	地域での多文化共生促進活動事業	72,000円
37	小美玉市古文書研究会	テーマ	小美玉市古文書の調査研究	50,000円
38	ミニバンド日本の歌	テーマ	心に響く日本の歌郷愁の歌コンサートの開催事業	100,000円
計			38団体 54事業	6,460,000円

< 様式集 >

(様式第1号)

平成 年 月 日

小美玉市まちづくり審査会
会 長 白根澤 勝 様

(申請者)

住 所 小美玉市

氏 名

印

電話番号

小美玉市まちづくり組織認定申請書

小美玉市まちづくり組織条例第7条第1項の規定により、まちづくり組織の認定を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 まちづくり組織の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 規約に記載された活動目的及び内容
 - (1) 目的

 - (2) 内容

添付書類 (1) 組織規約(会則) (2) 総会資料 (3) 会員名簿

(記載例 1)

提出日記入

(様式第 1 号)

平成 2 9 年 ○月○○日

小美玉市まちづくり審査会
会 長 白根澤 勝 様

(申請者)

住 所 小美玉市○○○○番地

氏 名 ○○ ○○ ⑩

電話番号 ○○-○○○○

小美玉市まちづくり組織認定申請書

小美玉市まちづくり組織条例第 7 条第 1 項の規定により、まちづくり組織の認定を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 まちづくり組織の名称

住みよい○○地区をつくる会

2 代表者の氏名

○○ ○○

3 規約に記載された活動目的及び内容

(1) 目的

本会は、○○学区住民全体のお互いの心の「ふれあい」「つながり」の地域共同体を目指し、住民(地域)が意識を共にし、自主性を持って「あかるく」「楽しい」まちづくりをすることを目的とする。

(2) 内容

①生活環境に関する一切の活動

②福祉に関する一切の活動

③文化に関する一切の活動

④スポーツ・レクリエーションに関する一切の活動

⑤まちづくりに関する一切の活動

⑥その他本会の目的達成に必要と思われる活動

必ず提出

添付書類 (1) 組織規約(会則) (2) 総会資料 (3) 会員名簿

(様式第1号)

平成 年 月 日

小美玉市長 島田穰一 様

住 所 小美玉市
(まちづくり組織の名称及び代表者)



連絡者氏名 -----

電話番号 -----

平成 年度小美玉市まちづくり組織活動補助金交付申請書

平成 年度においてまちづくり組織の活動を実施したいので、小美玉市補助金等交付規則第4条の規定により、下記の関係書類を添えて補助金交付の申請をします。

記

- 1 事業の名称

- 2 交付申請額

- 3 添付書類
 - (1) まちづくり事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) その他市長が必要と認める書類等

平成29年 ○月○○日

小美玉市長 島田穰一 様

住 所 小美玉市○○○○番地
(まちづくり組織の名称及び代表者)

○○○地区 区長 ○○ ○○ 印

連絡者氏名 ○○ ○○

電話番号 ○○-○○○○

年度を記入

平成29年度小美玉市まちづくり組織活動補助金交付申請書

年度記入

平成29年度においてまちづくり組織の活動を実施したいので、小美玉市補助金等交付規則第4条の規定により、下記の関係書類を添えて補助金交付の申請をします。

記

1 事業の名称

○○地区ふれあいまつり

2 交付申請額

100,000円

3 添付書類

必ず提出

- (1) まちづくり事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類等

まちづくり事業計画書

1 事業の名称
2 まちづくり計画での位置づけ (※行政記入欄 記入不要)
3 事業の具体的内容 ①目的 ②内容 ③企画や方法の改善箇所 (事業が新規取組みの場合は企画等を総合的に記入すること。)
4 事業費 円
5 補助金申請額 円
6 実施期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
7 その他

(記載例3)

(様式第2号)

まちづくり事業計画書

1 事業の名称	〇〇地区ふれあいまつり
2 まちづくり計画での位置づけ (※行政記入欄 記入不要)	
3 事業の具体的内容	<p>①目的 〇〇地区は住宅地として発展している一方、人と人のつながりが希薄であることも指摘される。こうした中、新旧住民が一体となって取り組む機会を設け、出会い、ふれあい、学びあいながら信頼関係を築き、交流の輪を広げていく。</p> <p>②内容 バザー、鼓笛隊披露、市民楽団演奏、舞踊披露、太鼓演舞、フォークダンス等</p> <p>③企画や方法の改善箇所 (事業が新規取組みの場合は企画等を総合的に記入すること。)</p> <p>ア. 集客数を増やすため、以下の取り組みを行う。</p> <ul style="list-style-type: none">・〇〇小学校との連携強化を図り、児童への参加呼びかけを早い段階から行う。・会場を〇〇〇から〇〇小学校へ変更する。・〇〇小学校区内の全戸にチラシを配布する。・市内主要公共施設にポスター掲示を行う。 <p>イ. 従来からのイベント内容に加え、新たに次の取り組みを加える。</p> <ul style="list-style-type: none">・園児や児童による鼓笛隊 (演奏) などの披露・舞踊同好会の踊りの披露・市民楽団の演奏披露など <p>ウ. 行政区や市民団体等へ呼びかけを行い、バザーの出店数を増やしていく。</p> <p>エ. 子供たちからお年寄りまでのアイデアをまつりに幅広く反映できるよう全世帯を対象にアンケート調査を行う。</p>
4 事業費	201,000円
5 補助金申請額	100,000円
6 実施期間	平成〇〇年〇月〇日
7 その他	地区外からの集客も図り、ふれあいづくりのみならず地域の活性化にもつなげていく。

※ 従来事業は今回の改善点を明確に！
新規事業の場合は企画内容全体をわかり易く記すこと。

(様式第3号)

収 支 予 算 書

収 入

(単位：円)

項 目	予 算 額	摘 要
合 計		

支 出

(単位：円)

項 目	予 算 額	摘 要
合 計		

(記載例 4)

(様式第 3 号)

収 支 予 算 書

収 入

(単位：円)

項 目	予 算 額	摘 要
まちづくり組織活動補助金	100,000	201,000 円×50% 1,000 円未満切捨て
自己資金	101,000	
合 計	201,000	

支 出

(単位：円)

項 目	予 算 額	摘 要
1. 報償費	100,000円	参加者 (記念品・参加賞等)
2. 需用費	70,000円	消耗品 (事務用品購入) 印刷製本 (チラシ・ポスター 作成・写真プリントインク代) 賄い材料費 (イベント食材等)
3. 役務費	11,000円	イベント保険代
4. 使用料・賃借料	20,000円	機材借上げ料 (3箇所)
合 計	201,000円	

(様式第5号)

平成 年 月 日

小美玉市長 島田穰一 様

住 所 小美玉市-----
(組織の名称及び代表者)



平成 年度小美玉市まちづくり組織活動事業完了報告書

平成 年 月 日付け小美玉市協第 号で、補助金交付決定のあった下記事業について事業が完了したので小美玉市補助金等交付規則第7条の規定により報告します。

記

1 事業の名称

2 添付書類

- (1) 収支決算書
- (2) 領収書の写し
- (3) 事業の実施経過を示す写真

提出日を記入

平成〇〇年〇〇月〇〇日

小美玉市長 島田穰一 様

住 所 小美玉市〇〇〇〇番地

(組織の名称及び代表者)

〇〇〇〇地区 区長 〇〇 〇〇 印

年度記入

平成29年度小美玉市まちづくり組織活動事業完了報告書

活動補助金交付決定通知書から記入

平成〇〇年 〇月〇〇日付け小美玉市協第〇〇号で、補助金交付決定のあった下記事業について事業が完了したので小美玉市補助金等交付規則第7条の規定により報告します。

記

1 事業の名称

〇〇地区ふれあいまつり

必ず提出

2 添付書類

- (1) 収支決算書
- (2) 領収書の写し
- (3) 事業の実施経過を示す写真

(様式第6号)

収 支 決 算 書

収 入

(単位：円)

項 目	予 算 額	決 算 額	摘 要

支 出

(単位：円)

項 目	予 算 額	決 算 額	摘 要

(記載例6)

(様式第6号)

収 支 決 算 書

※補助金交付申請時の
収支予算書に記した項目と
予算額をそのまま
転記すること。

収 入

(単位：円)

項 目	予 算 額	決 算 額	摘 要
まちづくり組織活動 補助金	100,000	100,000	
自己資金	101,000	109,383	
合 計	201,000	209,383	

支 出


(単位：円)

項 目	予 算 額	決 算 額	摘 要
1. 報償費	100,000円	85,990円	参加賞 52,000円 記念品 33,990円
2. 需用費	70,000円	90,893円	事務用品,印刷代,イ ンク代,賄い材料代
3. 役務費	11,000円	11,500円	・イベント保険代 ・保健所検査代3人
4. 使用料・賃借料	20,000円	21,000円	・機材借上げ料3件, ・社会福祉協議会
合 計	201,000円	209,383円	

(様式第2号)

平成 年 月 日

様

小美玉市まちづくり審査会
会長 白根澤 勝 

小美玉市まちづくり組織認定書

平成 年 月 日付けで申請のあった下記の組織については、小美玉市まちづくり組織条例に基づくまちづくり組織（ ）組織）であることを認定します。


記

- 1 まちづくり組織の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 規約に記載された活動目的及び内容
 - ① 目的
 - ② 内容

(様式第 4 号)

小美玉市協第 号
平成 年 月 日

様

小美玉市長 島 田 穰 一 

平成 年度小美玉市まちづくり組織活動補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった、まちづくり組織活動補助金については、小美玉市補助金等交付規則第 5 条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 補助金交付決定額 円

2 事業の名称

3 補助条件

事業完了後は、速やかに事業完了報告書（様式第 5 号）、収支決算書（様式第 6 号）、領収書の写し及び事業の実施経過を示す写真を市民協働課へ提出すること

小美玉市まちづくり組織条例

平成18年3月27日

条例第159号

前文

私たちが暮らす小美玉市は、霞ヶ浦、園部川、巴川の水辺や平地林など、豊かな自然に恵まれた、古くから農業をなりわいとして発展してきたまちです。この豊かな自然環境を背景に、先人たちは、自分たちの手で住みよいまちにしていこうと、さまざまな活動に取り組んできました。そうした中で育ってきた「自治の力」は、小美玉市のかげがえのない財産であり、住民主体のまちづくりの基礎となっています。

まちづくりの主役は住民です。住民一人ひとりが、自らの手で、そして自らの責任で、まちづくりに取り組むことが大切です。

そのためには、住民がまちづくりに参画し、行動できる仕組みが必要です。また、住民と行政の役割分担を明確にし、お互いに支えあっていく関係を育てていくことも不可欠です。

このような認識のもとに、これまでの住民活動の実態を踏まえながら、より多くの住民のまちづくりへの参画の機会を増やし、住民主体のまちづくり体制を段階的に整えていくことを目指して、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、住民主導・行政支援のまちづくり理念のもとに、住民だれでもがまちづくり活動にかかわれる仕組みを育てるとともに、住民によるまちづくり活動と行政との関係を明確にし、住民の自治の力を育てていくことを目的にしています。

(まちづくり計画)

第2条 この条例では、まちづくり計画を住民主体のまちづくり活動の指針として位置付けます。

(定義)

第3条 この条例では、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号のとおりとします。

- (1) まちづくり計画 住民主導・行政支援の取組みによりまとめられた行政計画をいいます。
- (2) まちづくり組織 まちづくり計画の内容に即したまちづくり活動を推進する組織をいいます。
- (3) まちづくり活動 住民が知恵と汗を出しあって、快適に暮らせる地域を自主的に作り出す活動をいいます。

(まちづくり組織の種類)

第4条 地域住民は、自治組織である行政区に、まちづくり委員会（以下「委員会」といいます。）を設置することができます。

- 2 委員会は、行政区のまちづくり事業計画を立案し、その実践に取り組むほか、市全体のまちづくりや行政への提案を行うことができます。
- 3 地域住民は、小学校区を単位に、行政区の合意と参加により、小学校区まちづくり組織（以下「学区組織」といいます。）を設置することができます。
- 4 学区組織は、小学校区全体のまちづくり事業計画を立案し、その実践に取り組むほか、市全体のまちづくりや行政への提案を行うことができます。
- 5 まちづくり計画の特定のテーマに取り組む3人以上の住民は、行政区や小学校区に限定されない、テーマ型まちづくり組織（以下「テーマ組織」といいます。）を設置すること

ができます。

6 テーマ組織は、そのテーマに応じたまちづくり事業計画を立案し、その実践に取り組むほか、市全体のまちづくりや行政への提案を行うことができます。

(連絡会)

第5条 まちづくり組織は、まちづくり組織相互及び行政との連絡調整機関として、学区組織とテーマ組織の代表者により、まちづくり組織連絡会を設置するものとします。

(審査会)

第6条 市長は、まちづくり組織の認定を行う機関として、別に定めるところにより、小美玉市まちづくり審査会（以下「審査会」といいます。）を設置します。

2 審査会は、市長の諮問に応じて、住民主体のまちづくり活動に関係することを調査審議するものとします。

(認定)

第7条 前条第1項のまちづくり組織の認定を受けようとする組織は、別に定めるところにより、審査会への申請を必要とします。

2 まちづくり組織として認定された組織は、次に掲げる要件を住民へ公表することとします。

- (1) 組織名
- (2) 活動目的及び内容
- (3) 代表及び事務局長の名前
- (4) 連絡先（郵便物発送先及び電話番号）
- (5) 主要メンバーの名前（10人以内）

(責任)

第8条 まちづくり組織は、自らの責任において自主的に活動するものとします。

2 まちづくり組織の活動には、原則として住民だれもが参加できるものとします。

(活動禁止事項)

第9条 まちづくり組織が次に掲げる活動を行うことは、いかなる場合も認められません。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、信者を強化育成する活動
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動
- (3) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動
- (4) 特定の人のための経済的利益を目的とする活動

(行政支援)

第10条 市長は、まちづくり組織からの申請に応じて、別に定めるところにより、次に掲げる支援を行うこととします。

- (1) 補助金交付
- (2) 情報支援
- (3) 人材育成支援
- (4) その他の活動支援

2 市長は、前項の支援を円滑に進めるため、専任部署を設置し、関係部署間の連携を強化します。

(活動の公開)

第11条 前条第1項第1号の補助金交付を受けたまちづくり組織は、別に定めるところにより、事業完了報告書を市長に報告し、市長はそれを住民に公開することとします。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとします。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月27日から施行します。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の美野里町まちづくり組織条例（平成17年美野里町条例第9号）の規定によりまちづくり組織として認定を受けた組織は、この条例の規定に基づき認定された組織とみなします。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。